

国債市場特別参加者制度運営基本要領 変更案（新旧表）

現 行	変 更 後 （令和2年4月1日以降）
<p>第4 国債市場特別参加者の有する特別資格</p> <p>特別参加者は、以下に掲げる特別資格を有する。</p> <p>(略)</p> <p>4 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札への参加資格等 価格競争入札に加え、以下に掲げるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第4号及び取扱規則第5条第8項第2号に規定する入札をいう。）に参加することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 第Ⅰ非価格競争入札の対象外 イールドダッチ方式により入札が実施される国債は、第Ⅰ非価格競争入札の対象としない。</p> <p>5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札に加え、以下に定めるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第5号に規定する入札をいう。）に参加することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 第Ⅱ非価格競争入札の対象外 国庫短期証券は、第Ⅱ非価格競争入札の対象としない。</p>	<p>第4 国債市場特別参加者の有する特別資格</p> <p>特別参加者は、以下に掲げる特別資格を有する。</p> <p>(略)</p> <p>4 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札への参加資格等 価格競争入札に加え、以下に掲げるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第4号及び取扱規則第5条第8項第2号に規定する入札をいう。）に参加することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 第Ⅰ非価格競争入札の対象外 イールドダッチ方式及び価格ダッチ方式により入札が実施される国債は、第Ⅰ非価格競争入札の対象としない。</p> <p>5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等 価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札に加え、以下に定めるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第5号に規定する入札をいう。）に参加することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 第Ⅱ非価格競争入札の対象外 利付国庫債券（物価連動・10年）及び国庫短期証券は、第Ⅱ非価格競争入札の対象としない。</p>